

## 声 明

政府は、平成25年12月に成立した「国家戦略特別区域法」に基づく国家戦略特区の第I弾として昨年3月28日に、「東京圏」、「関西圏」、沖縄県、新潟県、兵庫県養父市、福岡市の6地域と、「東京圏」の一部として成田市を指定した。

今回の指定において、成田市は「国際医療学園都市構想」を提案し医学部新設の解禁や附属病院（600床）の新設のための病床規制に係る医療法の特例、及び「保険外併用療養」などの規制緩和を要望している。この内、医学部及び附属病院の新設については、現在、東京圏のあり方を検討する「東京圏区域会議」の下部組織である「成田市分科会」において集中的に議論が進められているところである。

すでにご承知のように千葉県では保健医療計画の見直しにより、3,206床の増床が認められたが、各病院ではそれに見合う看護師を含む医療従事者を確保できず、病床使用許可を取ったものの病床を稼働できないところが数多くある。これに加えて、あらたに医学部の新設と600床の病院が開設されることは、医療現場から医師並びに看護師をはじめとする医療従事者の引き抜きが行われ、地域医療に大きな支障をもたらすことは明白である。

また、医療特区では、国による直接関与が強まり、外国人医師などの診療をはじめ、混合診療や病床規制の例外が認められて、千葉県の行政当局による監視と指導ができなくなる恐れがある。

今後、医療特区構想が実現し、混合診療の全面解禁に向けた取り組みと、加えて医学部と付属病院の新設が認められれば、国民皆保険制度は空洞化し、地域からの指導医の引きはがし等により、地域医療が崩壊することは必至である。

今回の成田市における国家戦略特区は、県民医療を守る観点から意義は少なく、千葉県医師会は、断固反対であることを、ここに声明する。

平成27年5月13日

公益社団法人 千葉県医師会